

# 岐阜県耐震改修促進計画の概要

## ■計画概要

### 【計画の目的】

地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を守るため、耐震改修の促進を行い、地震に対する建築物の安全性の向上を図る。

### 【計画の位置づけ】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条に基づく計画
- ・県の地震防災に関する計画やSDGsを踏まえた計画

### 【計画期間】

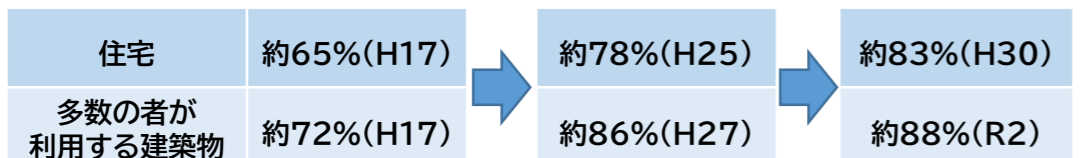
<第3期計画> 令和3年度～7年度(5年間)



## ■これまでの状況

### ①耐震化率の推移

H17以降、耐震性のない住宅等は半減したが、第2期計画目標※には至らず



※「令和2年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%」

### ②岐阜県の特性

- (1)都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い  
 (2)旧基準の木造住宅の全戸に占める割合が高い

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 全国  | 46.4% | 全国  | 16.0% |
| 岐阜県 | 25.6% | 岐阜県 | 23.9% |

### ③耐震化が進まない要因(R2.10市町村ヒアリングより)

| 主な要因                        | 主な意見                           |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 経済的負担<br>(23/42市町村が言及)      | ・所有者側の経済事情<br>・改修工事費が高い        |
| 高齢者世帯のみの増加<br>(13/42市町村が言及) | ・経済的負担<br>・跡継ぎがいらない            |
| 【類似】家族構成の変化<br>(8/42市町村が言及) | ・子供が独立(世帯分離)                   |
| 防災意識の希薄<br>(10/42市町村が言及)    | ・地震災害への危機感の薄れ<br>・耐震化の必要性を感じない |

金銭負担がネック  
住宅の将来が決まっていない  
住民理解が十分でない

## ■目標

住宅、多数の者が利用する建築物…令和7年 耐震化率 95%  
 公共施設・防災拠点施設等、耐震診断義務付け建築物…耐震性の早期確保

## ■基本的な方針

「幅広い施策の展開」から「対象を絞った施策の重点化」へ  
 「診断」から「耐震化」へ

| 区分              | 対象建築物  | 施策(方向性)        |       |
|-----------------|--|----------------|-------|
|                 |  | 対象             | 啓発    |
| 耐震化を図る建築物       | ・全ての耐震性のない建築物  | 広く県民向け         | 診断に重点 |
| 重点的に耐震化を図る建築物   | ・多数の者が利用する建築物等<br>・木造住宅<br>・県有建築物                                | 診断実施済の所有者向けに重点 | 改修に重点 |
| より重点的に耐震化を図る建築物 | ○耐震診断義務付け建築物<br>・一定規模以上で多数の者が利用する建築物<br>・防災拠点建築物<br>・緊急輸送道路沿道建築物 | 全所有者向け         | 改修    |



## ■耐震化を促進する施策

### 1 施策を推進するための体制

- 県、市町村、建築関係団体で構成する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」による県下一丸となった推進体制

### 2 安心して耐震化が行える環境整備

- 岐阜県建築物等耐震化促進事業(木造住宅)
  - ・市町村が実施する木造住宅無料診断への補助
  - ・木造住宅耐震改修等への補助
- 岐阜県建築物等耐震化促進事業(建築物)
  - ・全ての建築物を対象とした耐震診断への補助
  - ・多数の者が利用する建築物等の耐震改修等への補助

### 3 耐震化に関する啓発及び知識の普及

- 相談体制の整備
  - ・岐阜県木造住宅耐震相談士の養成
  - ・建築相談窓口の設置
  - ・住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の実施
- 情報提供の充実
  - ・耐震啓発ローラー作戦の実施
  - ・診断義務付け建築物等の所有者への啓発強化
  - ・防災教育との連携

### 4 地震時の建築物の総合的な安全対策

- 住宅・建築物の耐震化と合わせた対策
  - ・ブロック塀の倒壊防止対策
  - ・給湯設備や家具の転倒防止対策
- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
  - ・大規模盛土造成地の安全性にかかる調査の実施
  - ・液状化現象に対する周知

## ■耐震診断義務付け建築物への対応

|               |   |                              |
|---------------|---|------------------------------|
| 要緊急安全確認大規模建築物 | 一定規模以上で多数の者が利用する建築物(法で規定)   | 耐震診断結果、公表済                   |
| 要安全確認計画記載建築物  | 法に基づき本計画で位置付けた以下の建築物<br>・庁舎、病院などの防災拠点建築物<br>・隣県、県内各地域を繋ぐ主要な緊急輸送道路の沿道建築物 | 耐震診断結果、一部公表済<br>未公表分も、今後公表予定 |

